

令和 5 年度第 2 回南会津町地域公共交通会議次第

日 時 令和 5 年 6 月 2 7 日（火）

午前 1 0 時 3 0 分から

場 所 南会津町役場 3 階 正庁

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

（1）令和 6 年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

（案）について【資料 1】

（2）観光客限定 館岩地域デマンドタクシー土日祝日実証運行について【資料 2】

（3）その他

報告事項 1 南会津町地域公共交通計画策定について【資料 3】

4 閉 会

南会津町地域公共交通会議の構成員

令和5年6月現在

区 分	団体・機関等	職 名	氏 名
(1)町長が指名する役職員	南会津町	副町長	佐 藤 一 範
(2)一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	会津乗合自動車株式会社	乗合バス部長	小 澤 睦
	南会津町事業者代表 田島タクシー有限会社	代表取締役	馬 場 丈 晴
	会津交通株式会社	代表取締役	吉 田 正 寿
(3)一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍 戸 紳一郎
	一般社団法人福島県タクシー協会会津支部	支部長	佐 藤 俊 材
(4)住民又は利用者の代表	高齢者代表	田島地区老人クラブ 連絡協議会会長	高 橋 紀
	婦人代表	舘岩商工会女性部長	芳 賀 久 美
	青年代表	南郷青年会事務局長	五十嵐 太 介
	児童生徒保護者代表	田島小学校PTA会長	高 倉 由 雅
(5)東北運輸局長若しくは福島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	佐々木 由 隆
(6)一般乗合自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	会津乗合自動車株式会社 労働組合	書記長	山 田 保 道
	福島県ハイヤータクシー労働組合会津支部	組合員	浅 井 角 栄
(7)道路管理者、福島県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	南会津地方振興局	県民環境部主幹兼副部長 兼県民環境課長	渡 邊 啓 晃
	南会津警察署	地域交通課長	根 本 瞬
	南会津町建設事務所	主幹兼企画管理部長	丸 山 泰 人
	南会津町社会福祉協議会	事務局長	渡 部 浩 治
	会津鉄道株式会社	駅事業部部長兼会津田島駅駅長	湯 田 仁
(8)事務局	南会津町総合政策課	事務局長（課長）	星 良 栄
	南会津町総合政策課	事務局次長（係長）	舟 木 浩 隆
	南会津町総合政策課	事務局員	室 井 成 美
	南会津町舘岩総合支所 振興課 企画観光係	課長補佐兼企画観光係長	長 沼 正 憲

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

令和 5 年 6 月 日
（名称）南会津町地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

南会津町地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

南会津町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に該当する過疎地域であり、少子高齢化が進む中山間地域である。平成 18 年 3 月の町村合併に伴い広域的な公共交通の体系が必要となり、交通不便地域の解消に取り組んでいる。

また、高齢化もすすんでおり、乗合場所まで歩いていくことが困難な高齢者もいることからドアツードアの買い物や通院などの利用ニーズに配慮した移動手段の充実を図るため、荒海地域、長野地域、栗生沢地域の、デマンド交通運行を実施している。

館岩地域デマンドタクシーについては、路線バスの減便、一部区間廃止に伴う地域住民の生活交通の足を確保するため、ドアツードアのデマンド型で運行を実施する。館岩地域内は主に地域の病院への通院のため、館岩田島地域間は大型スーパーでの買い物や総合病院への通院を主な目的としている。地域間のみ買い物支援として土曜日にも運行する。

桧沢地域デマンドタクシーは、ドアツードアのデマンド交通を望む住民が多かったこともあり、1 年間の実証運行を行った上で、路線バスや通常のタクシーとの組み合わせ、地域住民の生活交通の足としての選択肢を広げ、通院や買い物などの利用者のニーズに対応している。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

「南会津町地域公共交通網形成計画」において、「町内における生活・活動を支える『地域内交通』及び『地域間交通』の維持・充実』を目標に掲げ、令和 7 年度目標値としてデマンド交通・乗合タクシーの年間利用者数 14,000 人の現状維持を定めていることから、当該目標を達成するために以下のとおり対象系統の目標を設定する。

（「南会津町地域公共交通網形成計画」P88、89 参照）

※⑤のみ土曜日にも運行

※令和 4 年度実績中④、⑤は計画認定後（R4. 4. 1～R4. 9. 30）の実績値

※令和 4 年度実績中⑥は実証運行時（R4. 4. 1～R5. 3. 31）の実績値

	令和 4 年度実績	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
① 荒海地域	3,254 人	3,402 人	3,402 人	3,360 人
② 長野地域	400 人	486 人	486 人	480 人
③ 栗生沢地域	3,900 人	4,374 人	4,374 人	4,320 人
④ 館岩地域内	469 人	972 人	972 人	960 人
⑤ 館岩田島地域間	1,134 人	2,344 人	2,344 人	2,328 人
⑥ 桧沢地域	553 人	729 人	729 人	720 人

①運行日数×（14 人）※ジャンボ 6 人×1 回＋小型 2 人×4 回・待機 1 回

②運行日数×（2 人）※小型 1 人×2 回・待機 2 回

③運行日数×（18 人）※ジャンボ 4 人×3 回＋ジャンボ 2 人×3 回・待機 0 回

④運行日数×（4 人）※小型 2 人×1 回＋小型 1 人×2 回・待機 5 回

⑤運行日数×（8 人）※ジャンボ 4 人×1 回＋小型 2 人×2 回・待機 1 回

⑥運行日数×（3 人）※小型 2 人×1 回＋小型 1 人×1 回・待機 2 回

(2) 事業の効果
交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。 予約制のため利用者がいる場合のみ運行するので、経費を抑えることができ、運行の効率化と利便性の向上を期待できる。 路線バスでカバーしきれない部分をデマンド交通でカバーすることができ、さらに鉄道との接続により館岩地域内のペンションなどに来る首都圏からの観光客の利用も期待できる。 路線バス運行時間との時間差を確保したことによって、行きは路線バスや通常のタクシー、帰りはデマンドなどの様々な組み合わせで、通院や買い物などの生活の足が確保できている。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
まちのお知らせ及び広報みなみあいづへ、利用の仕方や例を掲載し、便利さをアピールすることにより、利用促進につなげる。(南会津町) 各タクシー業者車両及び各乗降場所へチラシを設置し町民への周知を図る。(南会津町) ○「地域内交通の見直し」 乗降場所について、商業・医療施設及び公共施設を中心に設定し、実態に応じて随時見直ししていく。(南会津町) ○「利用促進ツールの作成」 鉄道や路線バス、デマンド交通を含めた公共交通のネットワークが一目で分かるマップの作成・町内全戸配布。(南会津町) デマンド交通が外から見ても認識しやすいように車両マグネットを作成する。(南会津町) ○「多様な主体と連携した利用促進の展開」 デマンド交通の出前講座を定期的に開催し利用の定着を図る。(南会津町) (「南会津町公共交通網形成計画」P74～75、85、86 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
南会津町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を運行経費から差し引いた分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
会津交通㈱ (①荒海地域、②長野地域、③栗生沢地域、④館岩地域内、⑤館岩田島地域間⑥桧沢地域) 田島タクシー(有) (①荒海地域、②長野地域、③栗生沢地域、⑥桧沢地域) (有)祇園タクシー (①荒海地域、②長野地域、③栗生沢地域、⑥桧沢地域)
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が「平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りる」と認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和4年6月28日 令和4年度第1回南会津町地域公共交通会議（書面）
令和5年度生活交通確保維持改善計画について合意
- ・ 令和5年1月20日 令和4年度第2回南会津町地域公共交通会議
令和4年度生活交通確保維持改善事業（荒海・長野・栗生沢・館岩地域内・館岩田島地域間デマンドタクシー）の評価について合意
南会津町地域公共交通会議規約の改正について合意
南会津町地域公共交通会議監査委員について合意
桧沢地域デマンドタクシー実証運行途中経過実績報告について合意
- ・ 令和5年2月27日 令和4年度第3回南会津町地域公共交通会議（書面）
桧沢地域デマンドタクシーの本格運行について合意
令和5年度生活交通確保維持改善計画の変更について合意
- ・ 令和5年4月27日 令和5年度第1回南会津町地域公共交通会議（書面）
南会津町地域公共交通会議財務規程の改正について
南会津町地域公共交通会議 収支予算書（案）
- ・ 令和5年6月27日 令和5年度第2回南会津町地域公共交通会議
令和6年度生活交通確保維持改善計画について合意（予定）
観光客限定館岩地域デマンドタクシーの土日祝日実証運行について合意（予定）

21. 利用者等の意見の反映状況

- 荒海地域・・・①実証実験：令和元年6月24日～7月26日
②実証実験：令和2年5月11日～6月30日
③本格運行：令和2年7月1日～
 - 長野地域・・・①実証実験：令和元年7月29日～8月30日
②実証実験：令和2年5月11日～6月30日
③本格運行：令和2年7月1日～
 - 栗生沢地域・・・①実証実験：令和2年5月11日～9月30日
②本格運行：令和2年10月1日～
 - 館岩地域・・・①実証運行：令和3年5月1日～令和4年3月31日
(地域内、地域間) ②本格運行：令和4年4月1日～
 - 桧沢地域・・・①実証運行：令和4年4月1日～令和5年3月31日
②本格運行：令和5年4月1日～
- ・社会福祉協議会とも連携し、高齢者訪問の際にデマンドタクシーの利用方法についての簡単なチラシを配布し説明をして利用促進を図った。今後は各地区のサロンに参加し、デマンドタクシー利用方法説明会を出前講座として行っていく。
 - ・タクシー事業者との定期的な話し合いを持ち、まちなか指定場所についての利用者の意見や、ポイントカード制度の提案などを行った。今後、希望の多い指定場所の追加検討やポイントカードなどを活用し利用促進を図っていく。
 - ・デマンド予約業務を3タクシー事業者当番制で行っており、電話番号転送設定により事業者事務所へ電話がつながるようになっていたため、デマンド予約の電話なのか通常のタクシー業務の電話なのか区別がつかないとの意見があった。そこでデマンド予約専用携帯電話を契約したことで、利用者は今までと変わらない電話番号へ発信しても、事業者側は携帯電話へ繋がるようになったため、区別がつくようになり電話対応もしやすくなった。電話対応がスムーズになることにより、利用者は電話予約が面倒ではなくなり予約しやすい環境を整えた。
 - ・館岩地域での実証運行を基に、出発時間を覚えやすい時間(30分きざみ)にし、2つのエリアで出発時間がずれていたものを統一させるとともに、2つのエリアにわかれていても、利用者の人数や住居によっては1台で対応できるのであれば効率よく迎えに行ってもらような運行方法とした。また、館岩田島地域間については、利用者の声を反映させ、会津田島駅の出発時間について余裕を持たせた。結果、鉄道との接続にも余裕が生まれた。
 - ・桧沢地域の実証運行を踏まえ、実際の利用者からの聞き取りや区長との協議の結果、時間や本数が定着していることがうかがえたことから、時間と本数は変えずに本格運行へ移行することとした。路線バスと通常のタクシーを組み合わせ利用している方もいることがわかったが、町で作成した利用方法を記載した冊子に、具体的な組み合わせ方法を記載し、利便性の向上を図った結果ではないかと推察される。今後も路線バスや通常のタクシー、鉄道との接続時間などを記載したチラシなどを作成し、利用促進を図っていく。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	福島県生活環境部生活交通課
関係市区町村	南会津郡南会津町総合政策課
交通事業者・交通施設管理者等	会津乗合自動車(株)、田島タクシー(有)、会津交通(株)、(社)福島県バス協会 (社)福島県タクシー協会、南会津地方振興局、南会津警察署 南会津建設事務所
地方運輸局	東北運輸局福島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	会津乗合自動車(株)労働組合 福島県ハイヤータクシー労働組合会津支部商工会 利用者代表等

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1	
(所 属)	南会津町	総合政策課
(氏 名)	主査	室井成美
(電 話)	0 2 4 1 - 6 2 - 6 2 1 0	
(e-mail)	muroi-narumi@minamiaizu.org	

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
南会津町	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(1) 荒海地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	1,215回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(2) 長野地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	486回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(3) 栗生沢地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	1,458回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株)	(4) 舘岩地域内		南会津町内		往 km 復 km	243日	729回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 地域間線バス系統であ る田島桧枝岐線と接続	③
	会津交通(株)	(5) 舘岩田島地域間		南会津町内		往 km 復 km	293日	879回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク野岩 鉄道の会津鬼怒川線及び会 津鉄道会津線の会津田島駅 と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(6) 桧沢地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	486回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
南会津町	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(1) 荒海地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	1,215回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(2) 長野地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	486回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(3) 栗生沢地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	1,458回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株)	(4) 舘岩地域内		南会津町内		往 km 復 km	243日	729回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 地域間線バス系統であ る田島松枝岐線と接続	③
	会津交通(株)	(5) 舘岩田島地域間		南会津町内		往 km 復 km	293日	879回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク野岩 鉄道の会津鬼怒川線及び会 津鉄道会津線の会津田島駅 と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(6) 桧沢地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	486回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。

4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
南会津町	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(1) 荒海地域		南会津町内		往 km 復 km	240日	1,200回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(2) 長野地域		南会津町内		往 km 復 km	240日	480回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(3) 栗生沢地域		南会津町内		往 km 復 km	240日	1,440回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株)	(4) 舘岩地域内		南会津町内		往 km 復 km	240日	720回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 地域間線バス系統であ る田島桧枝岐線と接続	③
	会津交通(株)	(5) 舘岩田島地域間		南会津町内		往 km 復 km	291日	873回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク野岩 鉄道の会津鬼怒川線及び会 津鉄道会津線の会津田島駅 と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(6) 桧沢地域		南会津町内		往 km 復 km	240日	480回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。

4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	南会津町
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	14,451
交通不便地域	14,451

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
14,451	南会津町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
南会津町地域公共交通網形成計画	平成31年3月28日	令和2年度

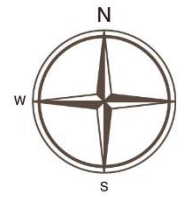
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

南会津町バス等運行路線図



南郷地域乗合タクシー



凡 例

- 南会津高校スクールバス運行路線(自家用有償旅客運送)
- 田島山口内川線(路線バス)：公共交通対策協議会補助路線
- 田島檜枝岐線(路線バス)：公共交通対策協議会補助路線
- 南郷地域乗合タクシー
- デマンドタクシーまちなかエリア
- 荒海地域デマンドタクシーエリア
- 長野地域デマンドタクシーエリア
- 栗生沢地域デマンドタクシーエリア (小出原地区)
- 館岩地域デマンドタクシーエリア
- 館岩田島地域間デマンドタクシー
- 檜沢地域デマンドタクシーエリア (R5. 4. 1 本格運行開始)
- 自然首都・只見号

観光客限定 館岩地域デマンドタクシー土日祝日実証運行について

現在運行中であります、「館岩地域デマンドタクシー」について、運行事業者である会津交通㈱より、観光庁で公募していた「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化推進事業」を活用し、観光客限定とした、土日祝日のみの実証運行を行いたいとのご提案を受け、運行に向け協議を進めてまいりました。

この度、観光庁より補助申請が採択されたことから、下記運行内容について、お諮りいたします。

1. 実証運行期間（予定）

- ・令和5年7月15日～令和5年12月24日の土日祝日のみ運行

2. 運行方法

- ・ジャンボタクシー2台にて運行
- ・館岩地域内のみの運行となり、乗降場所を設定するが、運行時間は利用者のリクエストとする

3. 対象者

- ・館岩地域内を訪れた観光客
- ・町民（観光客限定としておりますが、予約があれば町民も利用可能）

4. 乗車場所及び発車時間

- ・乗降場所：館岩地域内共通乗降場所間の移動とする
- ・利用時間：8：00～18：00の間で利用者のリクエストとする

館岩地域内共通乗降場所

- ①館岩広域観光案内所 ②前沢曲家集落案内所 ③湯ノ花温泉（旧星商店前）
- ④会津アストリアホテル ⑤しらかば公園キャンプ場 ⑥木賊温泉（岩風呂入口前）
- ⑦道の駅 番屋 ⑧高杖地区（民宿・ペンション）

5. 利用方法

○完全予約制

- ①8：00～13：00までの出発→前日の17：00までに予約
- ②13：00以降の出発→当日の10：00までに予約

○予約方法

- ①電話で予約（会津交通㈱館岩営業所：0241-78-2017）
- ②Webで予約（㈱マップル製の予約サイト）

6. 利用料金

乗車区間	大人	障がい者手帳提示
館岩地域内共通乗降場所～館岩地域内共通乗降場所	400 円	300 円

※小学生以下は無料とする。利用料金は消費税込み。

7. 周知方法

- ・乗降場所へのチラシ設置 ・住民向け説明
- ・館岩地域内観光事業者への説明、周知協力
- ・町観光HP及び観光物産協会HPへの掲載

8. その他

○住民向けデマンドタクシーとの差別化について

- ・あくまでも観光客向けであるため、利用料金は従来の住民向けデマンドタクシーより高い料金設定となっている

（参考）住民向けデマンドタクシー利用料金（片道）

乗車区間	大人	障がい者手帳提示
舘岩地域内～舘岩地域内（自由乗降）	300 円	100 円

（参考）

○路線バス（桧枝岐線）との接続について

【路線バス（桧枝岐線）発車時刻】

乗降場所	発車時刻			
会津高原尾瀬口駅 ～ 舘岩広域観光案内所	9：40	10：40	12：35	14：10
	↓	↓	↓	↓
	10：10	11：10	13：05	14：40
舘岩広域観光案内所を基点とした、舘岩地域内共通乗降場所との2次交通として利用が可能 【 8：00～18：00 の間で利用者のリクエスト 】				
舘岩広域観光案内所 ～ 会津高原尾瀬口駅	9：34	14：14	15：09	17：14
	↓	↓	↓	↓
	10：10	14：50	15：45	17：50

館岩地域デマンドタクシー実証運行について

現在運行している館岩地域デマンドタクシー（地域内運行）は平日のみの運行となっていますが、期間限定で下記要領にて土曜・日曜・祝日に実証運行を行います
ご利用される方は必ず **事前予約** が必要となります

実証期間

令和5年7月15日(土) ～ 12月24日(日) の土曜・日曜・祝日

7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5						1	2
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30
30	31																			

10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4						1	2
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
29	30	31					26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30
														31						

 : 運行日

対象者

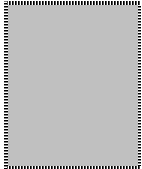
どなたでもご利用できます * 町外者及び観光客を含む

予約方法

- 完全予約制
 - 1) ～13時までの出発 → 前日の午後5時までの予約
 - 2) 13時～の出発 → 当日の午前10時までの予約

下記の電話番号にて予約。または、WEBにて予約

予約 WEB
QRコード



予約先 : 0241-78-2017 会津交通(株)館岩営業所

利用内容

利用内容

- 運行時間 … 8時 ～ 18時
 - 乗降場所 … 下表の共通乗降場所間の移動のみとなります
- 【 館岩地域内共通乗降場所 】

館岩広域観光案内所	前沢曲家集落案内所	湯ノ花温泉 (旧星商店前)
会津高原アストリアホテル	しらかば公園キャンプ場	木賊温泉 (岩風呂入口前)
道の駅 番屋	高杖地区 民宿・ペンション	

- ご利用料金
 - ☆ 大人 … 400円 ・ 障がい者手帳提示 … 300円
 - ☆ 小学生以下は無料となります
 - ☆ 上記金額は消費税込の金額となります

接続時刻

- 会津高原尾瀬口駅 → 館岩観光案内所

	発着場所	発着時刻			
会津鉄道	会津高原尾瀬口駅着(田島行)	9:23	10:20	12:20	13:51



会津バス	会津高原尾瀬口駅 発	9:40	10:40	12:35	14:10
	↓	↓	↓	↓	↓
	館岩観光案内所 着	10:10	11:10	13:05	14:40

- 館岩観光案内所 → 会津高原尾瀬口駅

会津バス	館岩観光案内所 発	9:34	14:14	15:00	17:14
	↓	↓	↓	↓	↓
	会津高原尾瀬口駅 着	10:10	14:50	15:45	17:50



会津鉄道	会津高原尾瀬口駅発(浅草行)	11:08	15:17	16:00	18:06
------	----------------	-------	-------	-------	-------

館岩地域デマンドタクシー実証運行利用について不明な点がありましたら、お気軽に会津交通(株)田島営業所までお問合せください

会津交通(株)田島営業所 0241-62-1244

報告事項1 南会津町地域公共交通計画策定について

業務委託事業者の決定及び今後のスケジュール等について下記のとおり報告いたします。

記

1. 業務の名称 令和5年度南会津町地域公共交通計画策定調査業務委託

2. 業務委託に係る経過

月 日	内 容
令和5年5月19日（金）	プレゼンテーション・ヒアリング審査（受託候補者の特定）
令和5年5月23日（火）	選考結果の通知
令和5年6月 1日（木）	契約締結

3. 委託事業者 株式会社ケー・シー・エス 福島営業所

4. 委託期間 令和5年6月1日～令和6年3月29日

5. 委託金額 9,306,000円（税込）

6. 本会議の今後のスケジュールについて（計画策定関連のみ）

回 数	開催時期（予定）	内 容
第1回	令和5年10月	- 各種調査結果について - 南会津町の公共交通を取り巻く課題について - 基本方針・基本目標について - 地域公共交通計画（骨子）について
第2回	令和5年12月	- 地域公共交通計画（素案）について - パブリックコメントの実施について
第3回	令和6年 2月	地域公共交通計画の策定

※その他、都度協議する内容があれば会議を開催する

以上

（参考）

【計画策定に係る、国県補助金交付決定状況について】

①国：令和5年度地域公共交通確保維持改善事業補助金（地域公共交通調査事業）

交付決定日：令和5年5月15日

交付金額：2,334,500円

②県：令和5年度福島県地域公共交通活性化事業補助金（地域公共交通計画策定事業）

交付決定日：令和5年5月11日

交付金額：1,508,125円